

## 搬送先医療機関の誤認による到着時間の遅延について

### 1 事案概要

令和8年10月3日(土)に発生した救急事案において、出動した茅ヶ崎市消防署の救急隊がA医療機関へ搬送すべきところ、誤ってB医療機関へ搬送しました。その後すぐにB医療機関からA医療機関へ再搬送しましたが、病院到着まで約12分の遅延が発生しました。

出動した救急隊は現場からA医療機関へ電話で傷病者の受け入れ状況を確認していましたが、B医療機関には連絡を行っていませんでした。確認していない医療機関へ搬送したことは救急隊員間での認識不足が原因であり、医療機関側の対応に問題はありません。

本事案により、傷病者の方の治療開始が遅れ、ご負担をおかけする結果となりました。

また、双方の医療機関へご迷惑をおかけいたしました。

### 2 傷病者への説明

傷病者に対し、本事案の発生経緯および医療機関への到着が遅延したことについてご説明し、謝罪いたしました。

### 3 搬送先医療機関の見解

搬送先医療機関からは、「医療機関への到着の遅延が傷病程度に与えた影響はない。」との見解を受けております。

### 4 今後の再発防止対策について

現在、事案の発生経緯および原因について詳細な検証を進めております。

あわせて、搬送先医療機関の確認体制および手順の見直しをただちに行い、職員への周知・教育を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

### 【消防長コメント】

消防業務は、生命および身体に直接関わる極めて重要な業務であり、その遂行に当たっては、迅速かつ適切な判断はもとより、確実な確認と適切な対応が求められます。

今回、このような事案を発生させ、傷病者の方をはじめ、関係する皆さまにご心配とご迷惑をおかけしたことにつきまして、消防本部を統括する者として、重く受け止めております。

傷病者の方、そして関係者の皆さまに対し、心より深くお詫び申し上げます。